

第 8 号報告

令和 4 年度島本町一般会計歳入歳出決算不認定に係
る措置の報告について

令和 4 年度島本町一般会計歳入歳出決算の不認定を踏まえ、必
要な措置を講じたので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
第 233 条第 7 項の規定により、次のとおり報告する。

令和 5 年 11 月 28 日提出

島本町長 山 田 紘 平

1 不認定となった日

令和 5 年 9 月 29 日

2 講じた措置の内容

町立中学校における生徒指導事案に関わって教育長が行った
学校長等の関係者への指導及び事実確認の際に、教育長が不適
切な言動を行ったことについて、議員に報告した内容と令和 5
年町議会 9 月定例会議の民生教育消防常任委員会での質疑にお
いて教育長が行った答弁とに大きな差異があること等を主な理
由に、賛成少数で令和 4 年度島本町一般会計歳入歳出決算が不
認定とされました。

また、同定例会議において、「教育長の『不適切』な言動の事実を明らかにすることを求める決議」が賛成多数で可決されました。

町としては、議会での審議結果を踏まえ、令和5年町議会11月臨時会議に、「島本町執行機関の附属機関に関する条例の一部改正について」及び「令和5年度島本町一般会計補正予算(第6号)」を提出し、これらを御可決いただきましたら、速やかに第三者機関として「島本町特別職の職員の不適切な行為等に関する第三者調査委員会」を設置することといたしましたので、御報告いたします。